

平成18年1月18日
健疾発第0118001号
薬食血発第0118001号

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

H I V検査目的献血の危険性周知に係る
関係機関の相互協力について（依頼）

標記については、一昨年7月に策定された「輸血医療の安全性確保のための総合対策」において、国、地方公共団体、日本赤十字社、財団法人エイズ予防財団等の相互協力により、血液を介した感染症に関する知識の普及を図ることとしているところである。

また、平成16年10月29日健疾発第1029003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「『保健所におけるエイズストップ作戦関連事業の実施について』の改廃について（H I V抗体検査に係る迅速な検査方法の導入推進）」等によりH I V感染の早期発見による早期治療と感染拡大の抑制に努めることが必要であり、利用者の利便性に配慮した、より適切な検査・相談体制の充実に努めていただいているところである。

H I V検査目的献血の危険性については、貴庁の積極的な協力により、広く周知してきたところであるが、全献血者におけるH I V検査陽性率が年々増加しており、献血者の69%しかウインドウ・ピリオドの存在を知らなかったという報告があること*に鑑みると、未だ国民がこのことを広くかつ十分に認識しているとは言えない状況であると考えられる。

このため、特に下記のような相互協力の取り組みを通じ、国民に対するより一層効果的な知識の普及を図られたい。

記

1 エイズ対策担当部門と献血担当部門等との連携について

貴職が主催する「献血推進協議会」に貴庁エイズ担当者が参加することや、貴職が主催する「エイズ対策推進協議会」等エイズ関係者が集まる場に貴庁の献血担当者及び赤十字血液センター職員が参加するなどして、エイズ対策担当部門及び献血担当部門における情報の共有を図り、H I V検査の広報時にH I V検査目的献血の危険性について広報するなど具体的な連携方策を講じること。

さらに貴職において、貴管下採血所及び保健所や地元医師会との連携が円滑に図られるよう配慮されたい。

2 H I V検査相談マップなどの活用について

貴管下採血所において、検査目的の献血者に対し保健所、医療機関等において検査を受診するよう促す際には、H I V検査相談マップ (<http://www.hivkensa.com/index.html> : 厚生労働科学研究班作成) などを有効に活用されたい。

なお、この件については日本赤十字社と協議済みであることを申し添える。

*井上千加子ら：献血者におけるH I Vについての意識調査, Japanese Journal of Transfusion Medicine, Vol.47.No. 1 47(1), 22~28, 2001

厚生労働省告示第92号(平成18年3月6日)

K920-2 輸血管理料

- 1 輸血管理料Ⅰ 200点
2 輸血管理料Ⅱ 70点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月1回を限度として、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

三の二 輸血管理料の施設基準

- (1) 輸血管理料Ⅰの施設基準
- イ 臨床検査技師が常時1名以上配置されていること。
 - ロ 輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
 - ハ 輸血製剤が適正に使用されていること。
- (2) 輸血管理料Ⅱの施設基準
- イ 輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
 - ロ 輸血製剤が適正に使用されていること。

厚生労働省告示第92号(平成18年3月6日)

